

認定農業者を

目指しましょう



充実したサポートを受けられます

国分寺市 からのサポート

自らの農業経営改善計画を推進するための「**国分寺市農業経営改善計画推進事業補助金**」をご用意しています。

この他、認定農業者のPR、農業簿記講習会、認定農業者相談支援チームによる経営相談など、農業経営改善をフォローアップします。

東京都 からのサポート

収益性の高い農業を展開するために必要な施設等を整備して、農業経営力を高める取組を支援する「**都市農業経営力強化事業**」や、「**チャレンジ農業支援事業**」（商品開発・販売促進）があります。

その他の サポート

農地や施設・機械などの取得に便利な長期低利融資「**農業経営基盤強化資金 “スーパーL資金”**」などが利用できます。

認定農業者制度の概要

STEP1

認定農業者制度とは

1. 効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する「**農業経営改善計画**」を、市の基本構想に照らして認定し、その**計画の達成に向けて支援を講じていこうとするもの**です。

STEP2

認定の対象者

1. 認定は現状ではなく、**将来の経営発展の可能性を重視**して行われます。計画の実現性と併せ、市の基本構想で示された農業経営の指標を目指して経営改善を図ろうとする**意欲も重視**します。
2. 多くの農業者にこのような農業経営を目指して経営改善に取り組んでもらうため、**①「性別」、②「専業・兼業の別」、③「経営規模の大小」、④「営農類型」**などを問わず認定の対象となります。
3. 経営主だけでなく、**配偶者**や**後継者**も共同名義での農業経営改善計画の申請（共同申請）ができ、夫婦や親子で認定農業者になれます。

※共同経営者として、「**家族経営協定**」の締結が必要

STEP3

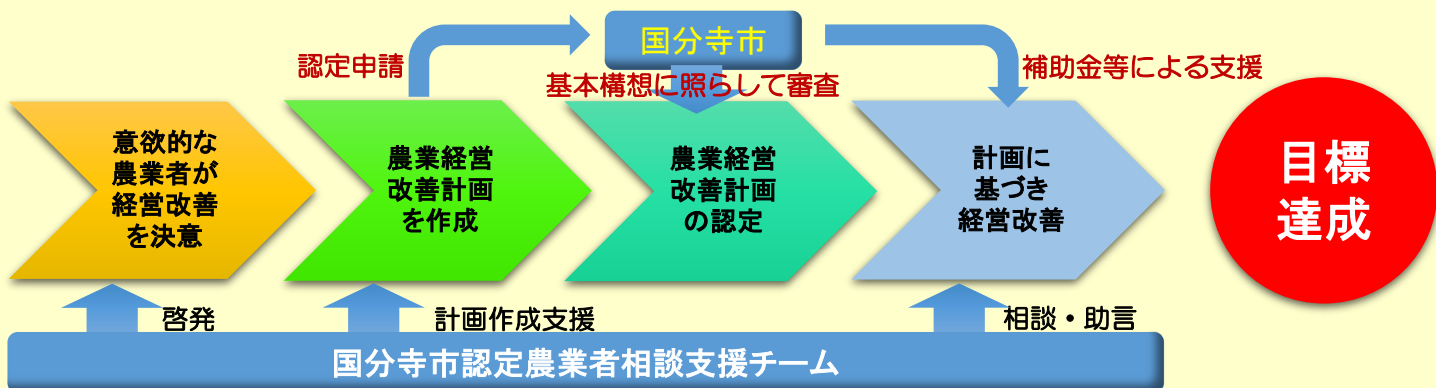
認定の手続き 農業経営改善計画の作成

1. 認定を受けようとする方は、将来を見通して、自分の経営をどのように発展させていくのか、また、その実現方法を見据えて、自らの5年後の目標を設定し、「**農業経営改善計画**」を作成します。計画には主に次の4項目について、目標を掲げてください。
 - ①経営規模の拡大（もっと作付け面積を増やしたい等）
 - ②生産方式の合理化（農業生産のムダを省きたい等）
 - ③経営管理の合理化（コスト管理をしっかりしたい等）
 - ④農業従事態様の改善（労働時間を少なくしたい等）計画書の作成・相談にあたっては、**国分寺市認定農業者相談支援チームが助言**します。
2. 相談支援チームからの助言を基に完成した計画書を市の担当窓口にご提出ください。

STEP4

認定基準

1. 以下の3項目の全てを満たしてください。
 - ①計画が市の基本構想に照らして**適切**であること。
 - ②計画が達成される見込みが**確実**であること。
 - ③計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために**適切**であること。



国分寺市の営農類型別経営モデル

国分寺市は、「第三次国分寺市農業振興計画（平成28～令和7年度）」（令和3年3月中間見直し）を策定し、「**担い手の農業経営力の強化**」を重点施策と位置付けています。

下表は市の基本構想に基づいた営農類型別経営指標です。規模拡大だけでなく、集約化、省力化、複合化、多角化などの経営改善を図ろうとする農業者も認定の対象となりますので、ご相談ください。

営農類型		経営モデル			
		所得目標 (万円)	経営耕地及び 作付面積(a)	労働力(人)	主要作物
野菜	野菜の直売や契約出荷を主とした経営	1,000	120(施設20)／300	3	葉茎菜類、果菜類
		800	80(施設10)／250	3	根菜類、うど等
		600	60(施設10)／200	2	
		450	40(施設10)／150	2	
		300	30(施設10)／100	2	
	援農を活用する野菜の直売経営	800	100／200	3+援農ボラ	
		600	80／160	2+援農ボラ	
		450	50／120	2+援農ボラ	
		300	30／100	2+援農ボラ	
	エコ農産物認証の取得等を旨とする野菜の直売経営	800	100／200	3	
		600	80／160	2	
		450	50／120	2	
	野菜の直売と農業体験農園を主とした経営	300	80／120	2+雇用(0.5)	葉茎菜類、果菜類 根菜類、農業体験農園
果樹	直売又は観光果樹園経営	500	70／70	2	ブルーベリー、カキ
		300	35／35	2	イチジク、ブドウ、クリ
植木	緑化木の生産と流通を行う一貫経営	1,000	200(施設30)／200	3+(雇用2)	緑化木(モミジ・カエデ類、ソヨゴ、ハナミズキ等)
		800	150／150	3	
		600	150／150	3	
		450	80／80	2	
		300	60／60	2	
花き	鉢物・苗物の市場出荷・直売等を主とした経営	1,000	30(施設20)／60	2+(雇用2 パート・ボランティア)	シクラメン、ラン、ポインセチア、パンジー等
		600	30(施設20)／60	2+(雇用1 パート・ボランティア)	鉢物、苗物 ポインセチア等
		300	30(施設20)／60	2+(雇用1 パート・ボランティア)	鉢物、苗物 ポインセチア等
複合経営	畜産と野菜、果樹の複合経営	600	100／50羽 (うこっけい)	2	うこっけい卵 葉菜・果菜類
		300	100／50羽 (うこっけい)	2	うこっけい卵 葉菜・果菜類 果樹類(カキ、イチジク等)類
	植木と直売向け野菜の複合経営	600	100／200	2	公共緑化木(ハナミズキ) 野菜(ホウレンソウ、キャベツ等)
	植木と果樹の複合経営	300	50／50	2	公共緑化木(ハナミズキ)、ブルーベリー、イチジク、カキ、ブドウ、クリ
観光果樹園と野菜を組み合わせた複合経営	600	80／120	2+(雇用0.5)	ブルーベリー、カキ、ブドウ等、野菜類	
花きと野菜の複合経営	300	50(施設5)／100	2	葉菜・果菜類、切り花類(キンギョソウ、トルコキキョウ、オリエンタルユリ等)	

Q. 収入が多くなるとなれないの？

市の基本構想はあくまでもモデルです。5年後の目標が市の基本構想に達していなくても、将来的に達するような経営体であれば、計画が認定されることもあります。また、兼業農家の皆さんも市の基本構想で示された農業経営を目指すのであれば、認定の対象となります。

Q. 夫婦や親子でなれないの？

共同経営者の役割を担っている女性農業者や農業後継者も、「**家族経営協定※**」を締結し共同申請することで認定農業者になれます。家族で認定農業者になると、家族一人ひとりが支援を受けることができます。※家族で取り組む農業について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどを家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

国分寺市の認定農業者への支援

国分寺市農業経営改善計画推進事業補助金

国分寺市では、認定農業者が行う農業経営改善計画を推進する事業に補助金を交付して、農業経営改善の支援を行っています。令和6年度から予算総額と補助率を上げ、より活用しやすくなりました。

【対象者】 国分寺市認定農業者

【補助金額】 補助金予算総額 **300万円**
補助対象経費の **2/3以内** を交付
※1経営体当たり **50万円** まで

【対象事業】 次のいずれかに該当するもの

- ① 農業生産技術の向上に関する事業
- ② 販路拡大の推進に関する事業
- ③ 資源循環型農業の推進に関する事業
- ④ 市民とのふれあい農業の推進に関する事業

→ 以上の事業に伴うPR活動も対象となります。



認定農業者の愛称
「いぎいきファーマー」のロゴ



▲「冷蔵庫」品質向上、出荷量増



▲「管理機」労働力の削減、作業の効率化



▲「チップパー」資源循環の取組み

これまでの
補助事業の
実績(一例)

- | | | |
|--------------------|---|--------------|
| ・栽培システム（樽・養液・高設など） | → | 品質向上 |
| ・細霧冷房 | → | 品質向上 |
| ・保冷库・冷蔵庫 | → | 品質向上・出荷量増 |
| ・チップパー | → | 資源循環型農業 |
| ・管理機 | → | 労働力削減・作業の効率化 |
| ・パイプハウス | → | 出荷量増・販路拡大 |
| ・野菜自販機 | → | 売上げ拡大・安全性向上 |
| ・ホームページ作成 | → | 新規顧客の開拓 |
| ・直売所リニューアル | → | 直接販売の向上 など |

国分寺市 市民生活部 経済課 農業振興係

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 Tel:042-325-0111(代) 内線397
申請書ダウンロード <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shinsei/index.html>